

広報みはま有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御浜町（以下「町」という）が発行する広報みはま（以下「広報」という。）を広告媒体として活用し、有料で広告掲載することにより、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広報に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 広報に掲載することができる広告は、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか町広報に掲載する広告として町長が適切でないと認めるもの
- (7) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) 町税等を滞納している者(法人の場合はその代表者を含む。)の広告

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の大きさ及び掲載位置については、次のとおりとする。

(1) 広報への広告の大きさは、1 枠当たり縦 35 ミリメートル、横 80 ミリメートルとし、隣り合う 2 枠を 1 広告とする場合は、縦 35 ミリメートル、横 170 ミリメートル、または縦 70 ミリメートル、横 80 ミリメートルとする。

(2) 広告を掲載する頁位置及び枠取り等は、町が決定するものとする。

(広告掲載料)

第 4 条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

町内に事業所等を有する事業者（以下「町内事業者」という。）は 1 回（号）1 枠 5,000 円とし、町外に事業所等を有する事業者（以下「町外事業者」という。）については 1 回（号）1 枠 7,500 円とする。また、隣り合う 2 枠を 1 広告として利用する場合は、上記料金の倍額とする

(広告掲載希望者の募集)

第 5 条 町長は、広報及びホームページ等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

(広告掲載申込)

第 6 条 広告の掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報みはま有料広告掲載申込書（様式第 1 号）（以下「申込書」という。）に広告原稿等を添えて、原則、掲載を希望する広報の前々月の 15 日までに町長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1 事業者につき 1 広告とする。

(広告掲載の決定)

第 7 条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、次条に規定する広報みはま広告審査委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載可否の決定は、町内事業者を優先し、申込みが多数の場合は、抽選により決定する。

- 3 町長は、広告掲載原稿を審査した場合において、必要があると認められるときは、広告主に修正を求めることができる。
- 4 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に広報みはま有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広報みはま有料広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（審査委員会）

第8条 広告掲載の可否を審査するため、御浜町有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会の委員長は副町長を、副委員長は総務課長を、委員は企画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の会議等）

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告内容等広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議は、委員長がその議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長が特に会議を開く必要がないと認められる広告については、回議により審査を行うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の場合は、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(広告主の責任)

第14条 広告主は、掲載した広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。